

浦臼町出産祝い金交付事業実施要綱

浦臼町出産祝い金交付事業実施要綱（平成 25 年浦臼町要綱第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、子の誕生を祝福し出産祝い金（以下「祝い金」という。）を交付することにより、子の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）対象児 出生後最初の住民基本台帳への記録が本町になされた者をいう。
- （2）児童 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で本町の住民基本台帳に記録されている対象児の父又は母の子及び養子をいう。
- （3）世帯員 本町の住民基本台帳において、対象児と同一の世帯に記録されている者をいう。
- （4）養育 対象児を監護し、又はその生計を同一又は維持することをいう。

（対象者）

第 3 条 祝い金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）対象児を出産した者又はその配偶者（未婚の父母を含む。）であって、出産日の以前から継続して町内に 1 年以上住所を有し、対象児を養育している者であること。
- （2）対象児の世帯員が本町の町税等を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当でないと認める場合は、対象者とししないものとする。

（祝い金の額）

第 4 条 対象者に交付する祝い金の額は、次のとおりとする。

- （1）第 1 子 10 万円
- （2）第 2 子 20 万円
- （3）第 3 子以降 30 万円

2 第 1 子以降の判断は、対象児の誕生日において、対象者が養育し、住民基本台帳の同一世帯に記録されている児童であって、出生順に数えるものとする。ただし、学業又は療養等の事由により一時的に父母と別居している場合であって、その事実が証明書等により確認できる場合は、これを同居しているものとみなす。

（交付申請）

第 5 条 第 3 条の規定により祝い金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出生届を提出した日から 30 日以内に出産祝い金交付申請書（様式第 1 号）に、対象児の健康保険証又は母子健康手帳の写しを添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の申請において申請内容を公簿等により確認することができない場合は、申請者に戸籍謄本等の必要書類を提出させることができる。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付することが適当と認めた場合においては、浦臼町出産祝い金交付決定通知書により通知するとともに、申請者が指定した金融機関の口座に祝い金を振り込むものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、交付することが適当でないとき、浦臼町出産祝い金交付却下通知書により申請者に通知するものとする。

(祝い金の返還)

第 7 条 町長は偽り、その他不正な手段により祝い金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第 8 条 町長は、祝い金の支給状況の管理を適正にするため、出産祝い金交付台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。